

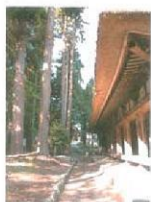
整備と活用

防災施設と環境保全

我が国の文化財建造物のほとんどは、木や紙でできています。これらは一度火災に遭うと、その文化財的価値を著しく損ねてしまう可能性が大きいと言えます。また、特に茅葺や檜皮葺屋根など、周辺の建物と比べて火災の危険性が高いものも数多くあります。こうした状況を踏まえ、文化庁では自動火災報知器、消火設備、避雷設備など防災施設の設置を推進しています。また、周辺の樹木が倒れて文化財を痛めないようにする対策や崖崩れ防止の対策など、環境保全事業も進めています。



避雷設備
雷も火災の主要な原因の一つです。そのため、独立した避雷針を建てたり、建物の屋根に避雷針を設置します。

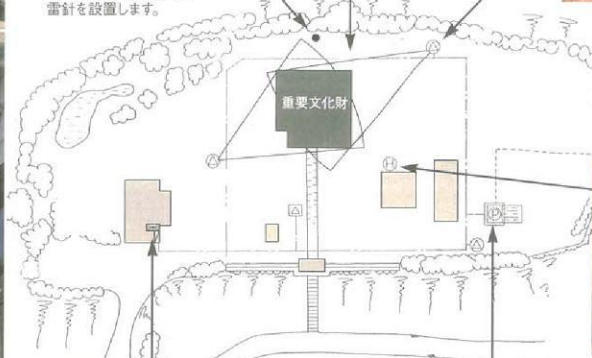


危険木対策等

文化財建造物の周辺環境は、建造物と一体としての調和を考慮する必要がある反面、倒木や日照障害により建造物に悪影響を与えないような対策も必要です。そのため、樹木の枝払いや伐採、建物に倒れかからないためのワイヤー支持などをを行います。



消火設備(放水銃)
特に植物性屋根の建造物の場合、火災に対して脆弱となるため、放水銃を設置します。



消火設備(屋外消火栓)

初期段階での消火、周囲からの延焼の防止のため、消火設備を設置します。写真の消火栓は、誰でも使えるように工夫がなされたものです。



自動火災報知設備(受信盤)

重要文化財に指定されると、自動火災報知設備の設置が消防法により義務づけられます(一部の特殊な条件下の建物を除く)。火災の初期段階での速やかな感知は被害範囲を局限する上で極めて重要です。



消火設備(消火用ポンプ)

火災時に備え、独立した貯水槽及び加圧ポンプを備え、十全の対策を施します。



防災訓練

文化財を守るためには、機器の設置だけではなく、日頃の設備の管理と訓練が重要です。毎年1月26日の文化財防火デーには、各地で大規模な訓練が行われています。

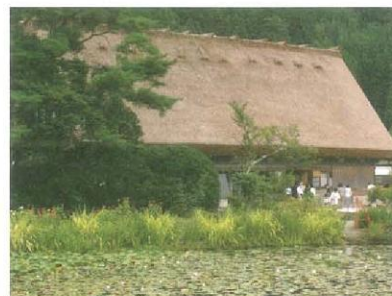
重要文化財の活用

文化財建造物の活用は、本来の機能や用途を維持することで文化財に対する理解を深めたり、新しい機能や用途を付加して文化財を身近に親しむ機会を提供することになります。また、建造物を有効に使い続けることは、保存の意欲を高め、継続的な維持管理の前提となります。多様な文化財建造物にあっては、望ましい活用の姿もまた一様ではありません。それぞれの建造物の特徴や、諸条件・問題点を的確に捉えた上で、活用計画を作る必要があります。

現代的な要求を満たしつつ使い続ける工夫

横浜市開港記念会館(重文・神奈川県)

もともと公会堂として建てられた建築で、ホール・会議室などとして使い続けるため、現在の要求に合致する整備(エレベータ・身障者用設備・ホール椅子など)を整備しています。



住み続けるための工夫

和田家住宅(重文・岐阜県)

白川村荻町重伝建地区の核として、住み続けながら公開活用を図るため、プライバシーに配慮した整備を行った事例。



商業施設として活用

旧神戸居留地十五番館(重文・兵庫県)

居留地に建つ木造洋風住宅を、飲食店として活用。阪神淡路大震災からの復旧時に、建物全体を免震化している。

